

○保有個人情報の部分開示

(第 79 条)

審査基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法令名	個人情報の保護に関する法律
根拠条項	第 79 条
処分の概要	保有個人情報の部分開示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会又は岡山県警察本部長
法令の定め	
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30 日以内
申請先	警務部県民広報課情報公開室
問い合わせ先	警務部県民広報課情報公開室

別紙

[別紙参照]